

日立労基協だより

第6号

発行所
 日立市弁天町二丁目一番15号
 社団法人日立労働基準協会
 電話(0294)23-3431
 E-mail:roukikyo@jsdi.or.jp
 編集兼発行人 桜井 博

謹賀新年



今年は私が主役 「ひつじ」 (写真提供 日立セメント㈱)

年頭ののご挨拶



(社)日立労働基準協会

会長 松場 卓爾

新年あけましておめでとうございませう。

会員事業場の皆様方には、日頃から日立労働基準協会の運営に対しまして、格別なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

お陰様を持ちまして平成十四年度の事業計画も現在のところ予定通り実施されており、重ねて御礼申し上げます。さて、昨年の我国経済は、デフレが深刻化し、株価もバブル後最安値を更新する等、各企業においても逆風が更に強まったと感じられる一年であったと思えます。

このような状況の中で、労働災害は関係者のたゆみない努力により減少傾向にあるものの、今なお年間約五十五万人の方が被災し、昨年十一月時点においては千二百人以上の労働者の尊い命が奪われている現状であります。また、職業性疾病による被災者は約八千人と十年前の七割まで減少しましたが、まだまだ多くの疾病が発生している状況にあります。

一方、日立労働基準監督署管内における昨年の休業災害件数は一昨年より減少傾向にあるものの、昨年の十二月半ば時点では二名の方が労働災害で亡くなられており、全く看過できない状況に晒されており、私達は、

ご承知の通り、労働災害は絶対にあつてはならないことであり、私達は、

企業に与えられた重大な責務として、あらゆる労働災害、職業性疾病を阻止しなければなりません。

然しながら、昨年度長崎市で発生した造船所火災に見られるような火災が全国で増加傾向にある等、重大災害が後を絶たず、また「過労死」「過労自殺」が過去最悪のペースで増加しているといった新たな問題も含め、課題が山積みしているのも事実であります。

現在、我々を取巻く経営環境は非常に厳しく、各会員事業場におかれましては、思い切った事業再編、リストラクチャリング等の諸施策を進められていることと拝察致しますが、このような時こそ我々は安全第一という不変の理念の下、新たな視点に立った安全衛生活動を展開していかなくてはなりません。

当協会と致しましては、引き続き関係官庁のご指導を仰ぎながら、時代の変化に対応した事業運営に務めて参る所存でありますので、今後ともご指導ご協力を宜しくお願い申し上げます。最後にになりましたが、会員事業場の皆様へ、更に飛躍できる年となることをご祈念申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会

役員一同

年頭のご挨拶

日立労働基準監督署

署長 毛塚 利光



昭和三十五年の年と記憶しています。池田内閣が発足し、十年以内の所得倍増が目玉とされました。年八%程の経済成長が続いていた当時です。日本経済は今後もこの成長を持続すると判断して掲げられた目標だったと思います。実際十年を経ずして目標は達成されました。昭和三十五年にルーキーとして働き出した方々は、まだまだ現役で頑張っている方がいらつしやる一方、現在大部分が退職をむかえています。元ルーキー達は四十年前を良き時代として記憶されていることでしょう。

当時日本中は湧き上がる熱気にあふれていました。物をつくれば売れる時代。二十数年後のバブル景気とは違ったその「熱気」は、子供であった私にとっても鮮明です。生活スタイルは目に見えて変わり、誰もが今日より明日、今年より来年、もっともつと生活がよくなっていくという確信的な希望をもっていました。家庭には電気製品をはじめとする新製品が入ってきて、身近で生活が豊かになっていくことが実感でき、目に見えることをそのまま信じていることができました。NHKのプロジェクトXという番組が描くような、私たち中高年のオジサンには感激この上ない成功物語を共有できた時代であつたわけです。

新年のあいさつは、夢と希望にあふれた展望などを述べさせていたどくのが常道です。しかし角度を少しずらします。平成十四年日立労働基準監督署管内のこととして、全国に発信された三つの大きな事件がありました。よい話ではありません。一つは、

地域の産業の中核であつた製紙工場の閉鎖です。五月のことでしたが、雇用や地域に及ぼす経済的影響は現在でも深刻です。月が明け、さらに一つ、七月には香料を製造する中堅の工場が閉鎖されました。認められていない物質を使用していたことが公になつての廃業でした。もう一つ、八月には運送業の運転手が追突事故をおこし、五名死亡、六名重軽傷という重篤な交通災害が発生しました。これら三つには、いずれも不況という世相の反映があつたことは疑いようがありません。

厳しい経営環境と負けられない競争は、右以外にもさまざまな問題を当署にももたらしました。公共事業を受注する業種では「労災隠し」が跡を絶たず、これも多例のなかの一例です。

現在企業や社会に最大の影響を与えているのは、数の上でも五十代です。この世代は、貧しい時代をくぐり抜け、競争に耐え我慢の根性を養い、鍛えられてきています。同時に発想が貧困な世代、年代ともいわれています。良き時代が遠い過去となつた今、半端でない、柔らかなで、豊かな発想が必要です。

五十代の一人として、本年は、若い世代がいつそう期待され、いつそうのチャンスが与えられる年となることを願い、そして会員の皆様がますます発展される年となることを祈念して、新年のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

ホームページを開設しました

(社)日立労働基準協会のホームページを関係者のご協力により開設することができました。協会の事業内容、講習会計画等の紹介をはじめ、日立労働基準監督署のニュース等も掲載しておりますが、皆様のご意見等をいただきながら、更に充実したものにしていきたいと考えております。

掲載内容は次の通りです。

- ・ 協会設立の目的、所在地等の紹介
- ・ 事業内容の紹介
- ・ 協会行事の紹介
- ・ 講習会・教育計画の紹介
 - ・ 受講料・テキスト代等の紹介
 - ・ 受講申込状況の紹介
- ・ 協会会員入会のご案内
- ・ 中小企業無災害記録表彰制度の紹介
- ・ 貸出しビデオテープの紹介
- ・ 日立労働基準監督署ニュース
 - ・ 相談件数集計表(10月分)
 - ・ 業種別労働災害発生状況
 - ・ 死亡災害発生状況
- ・ 関係団体リンク

HPアドレスは次の通り

<http://www.hitachi-roukikyo.com/>



茨城県最低賃金

平成14年10月以降茨城県の地域最低賃金が時間額に、また12月以降一部凍結となっている業種を除いて産業別最低賃金が時間額に一体化されました。

平成14年の茨城県の最低賃金は下表のとおりです。

これまで日額で賃金を設定していた事業場についても、その日額を1日の所定労働時間で除した時間あたりの単価が今回の最低賃金時間額を下回ると最低賃金違反となりますので、ご確認ください。また、1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額を低下させることは、労働基準法の規定に抵触することになりますので、ご注意ください。

なお、適用除外の場合もありますので、詳しくは当署第一・第二方面までお問合せ下さい。

日立労働基準監督署 電話0294-22-5187

地域別最低賃金

件名	最低賃金額		効力発生年月日
	日額(円)	時間額(円)	
茨城県最低賃金	5,167	647	平成14.10.1

産業別最低賃金(下記の業種に該当する事業場に働く労働者に適用されます。)

件名	最低賃金額	効力発生年月日
	時間額(円)	
鉄鋼業	745	平成14.12.25
一般機械器具製造業	737	平成14.12.29
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品、デバイス製造業	734	平成14.12.29
精密機械器具製造業	734	平成14.12.29
各種商品小売業	711	平成14.12.25

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

個別労働紛争事例

前回の日立労基協だより第5号(平成14年6月25日発行)に掲載した「個別労働紛争解決制度」によって、実際に茨城労働局が取り扱った事例の一部を紹介します。「個別労働紛争解決制度」とは、監督署が処理する以外の労働問題に関する労使間のトラブルを処理するための制度です。労使双方いづれかからの申し出によって運用します。「助言・指導」と「あっせん」にわかれています。

1 助言・指導例

普通解雇の正当性に関する紛争

事例	処理結果
申出人はパートタイマーとして働いているが、平成13年11月15日に解雇予告を受けた。 しかし、解雇理由が明らかにされず、また、解雇されるようなことをしたおぼえもないため、本制度の申出をおこなった。	解雇取り消しで和解

2 あっせん例

(1) 強引な退職勧奨に関する紛争

事例	処理結果
交通事故を起こした申請人に対する退職勧奨が本人の意思を無視した強引なものであったとして、金銭による補償を請求した。	双方の主張は平行線のままであったが、ある程度の誤解は解けたとして和解金を支払い合意

(2) 整理解雇にともなう退職金の上積みに関する紛争

事 例	処 理 結 果
申請人A、B、Cの3人は10数年間勤務してきたが、深刻な業績悪化を理由に整理解雇された。3人は、事前の説明もなく突然解雇されたことにより、生活上の影響は大きいとして、事業主に対し退職金に加えてそれぞれ数ヶ月分賃金相当額の支払いを求めた。	整理解雇の手続きに不備が認められ、退職金のほか3人にそれぞれ和解金が支払われた。

(3) 賃金の一方的引下げに関する紛争

事 例	処 理 結 果
定期賃金が4万円引き下げられたこと、就業規則の変更により皆勤手当、精勤手当がそれぞれ支給されなかったことについて、労働条件の一方的不利益変更であるから無効であるとして労働者から申請がなされた。	被申請人側の違法性が強いことから、和解金の支払いで合意

相談窓口から ~ 労働時間の適正な管理を ~

当署には長時間労働、サービス残業に関する相談、情報も多数寄せられています。帰宅は連日深夜で睡眠がとれない、残業分が相当カットされる、上司の指示があつて実際どおりの時間を記録できない、定時でいったんタイムカードを押してから残業を命じられる等々。不況による経費削減の影響も背景と思われますが、長時間労働、サービス残業は、それ自体問題であるということのほか、疲労の蓄積よって脳心疾患の発症をもたらす、あるいは精神疾患発症の要因ともなりかねないといった問題を含んでいます。

一方昨年12月、厚生労働省では労働時間に関して行った是正指導の結果について広報を行い、新聞各紙に掲載されました。司法処分を含む労働時間に関する是正指導結果の状況のほか、労働基準行政としては、平成13年4月6日付けで発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の基準」、平成14年2月12日付けで発出の「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等に基づき、今後とも長時間労働、サービス残業の排除と健康管理の推進に努め、重大悪質な事案に対しては司法処分も含め厳正に対処していくとしています。

上記「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の基準」で、使用者は労働時間を適切に管理する責務を有する旨明記しています。長時間労働の削減等につきいっそうのご尽力をお願いいたします。

注「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の基準」
 (日立労基協だより第3号[平成13年6月30日発刊]に掲載)
 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」
 (日立労基協だより第5号[平成14年6月25日発刊]に掲載)

昨年10月1日から雇用保険料が1000分の2引き上げられました

現下の雇用失業情勢と雇用保険財政状況のために、平成14年10月1日から雇用保険料率が1000分の2引き上げられ、これにともなう労働保険料の追加徴収を行わせていただくことになりました。皆様へは、昨年12月中旬、郵送により納付していただく金額等をお知らせしていることと思います。つきましては、本年1月31日までに同封された納付書により、追加金額の納付をしていただきますようお願いいたします。

賃金退職金セミナーのご案内

- 1 内容 講演「人事制度改革の論点と方法」
講師 H R R (株) (元株)人事測定研究所) 代表取締役社長 釘崎 広光 氏
- 2 日時 平成15年2月13日(木) 午後2時～3時30分
- 3 会場 ホテルグランド東雲 (つくば市小野崎488-1 0298-56-2211)
定員 150名、参加費 無料、申込期限 平成15年1月31日(金)
申込方法 茨城労働局労働基準部賃金室まで電話またはFAXでお申込ください。
029-224-6216 fax029-224-6273
講師紹介 1979年東大法学部卒 リクルート人事部長を務めた後、H R R の取締役に就任。
経営人事分野における論文、講演、コンサルティング多数。1997年より現職。

(5) 平成15年1月7日

労働相談件数

当署で受理した相談件数の、平成14年度、平成13年度の結果比較(4月～11月)は次のとおりです。13年度に比べ14年度相談件数は減少しています。

平成14年4月～平成14年11月 **相談件数** 日立労働基準監督署

	相談者				相談事項															相談事項計		
	労働者	使用者	その他	相談者計	賃金	労働時間	解雇	労働契約	休日	休憩	有給休暇	就業規則	懲戒処分	安全衛生	労災補償	引き下げ	配置転換	退職勧奨	セクハラ		いじめ	その他
4月	100	59	7	166	71	27	32	8	3	1	26	7	0	3	1	1	1	1	3	29	214	
5月	89	54	11	154	70	13	53	7	3	0	10	10	0	3	8	5	0	2	1	20	205	
6月	66	43	16	125	63	15	30	2	2	2	8	5	2	2	3	1	0	0	2	26	163	
7月	78	35	16	129	45	10	37	2	2	0	7	8	0	1	6	11	0	4	2	20	155	
8月	71	33	8	112	43	7	28	7	1	2	6	7	4	1	0	0	0	4	9	38	157	
9月	52	42	14	108	41	17	13	8	3	2	10	3	3	3	2	6	4	6	1	19	141	
10月	80	55	14	149	44	20	37	8	3	1	15	6	1	5	3	6	1	3	2	21	176	
11月	61	43	14	118	42	17	32	5	4	3	15	5	2	1	0	3	0	1	0	11	141	
12月																						
1月																						
2月																						
3月																						
合計	597	364	100	1061	419	126	262	47	21	11	97	51	12	19	23	33	6	21	20	184	1352	
前年度計	724	534	93	1351	599	198	294	73	23	14	107	80	8	46	12	18	7	19	20	191	1709	
増減	-127	-170	7	-290	-180	-72	-32	-26	-2	-3	-10	-29	4	-27	11	15	-1	2	0	-7	-357	

死亡災害発生状況

業種	発生日時	職種など	災害発生状況
土木工事業	3月27日	現場監督員 男・23才	工事の打合せのため、ひとりで社用車(ライトバン)を運転して元請事業場へ向かう途中、センターラインをはみ出し、対向してきたRV車と正面衝突した。
建築工事業	7月25日	解体工 男・59才	木造平屋建て家屋の解体工事に先立って、労働者2名で、畳、ふすま、サッシ等を取り外して運搬車に積込む作業を行っていたが、屋根上で転倒し、接近して停めてあった運搬車のアオリに腹部を打って被災した。

日立署管内の労働災害発生

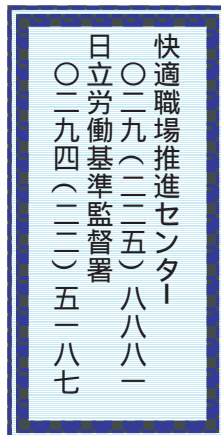
(速報)
平成14年11月現在

業種別	平成14年	前年同期	
計	(2)164	(4)199	
製造業	(0)57	(0)77	
鉱業	(0)1	(0)0	
建設業	土木	(1)12	(1)10
	建築	(1)17	(1)18
	その他	(0)2	(0)8
	小計	(2)31	(2)36
運輸交通業	(0)21	(0)25	
貨物取扱業	(0)1	(0)2	
農林業	(0)5	(0)3	
畜産水産業	(0)1	(0)1	
商業	(0)21	(1)25	
その他	(0)26	(1)30	

平成14年の労働災害の発生件数は、全国、県内、当署管内ともに減少しています。しかし、県内の死亡災害は、12月27日現在57件で、前年の50人を大きく上回りました。

年末年始は、作業や生活のリズムが変りやすく、災害防止のための配慮が特に必要となります。「安全最優先」の原点に立ち返り、無災害の1年をスタートさせましょう。

(注) 休業4日以上 の災害
()内は、死亡者の内数



「仕事場が寒い、暑い」「機械の熱で暑い」「機械の音がうるさい」「パソコンの画面に光が反射する」「作業スペースや通路がすっきりしない」・・・
 このような状態は、ふだん気がつかなくなったり、あきらめていたりするものですが、改善する効果は意外と大きく、職場の快適度は想像以上にアップするものです。
 当署および「快適職場推進センター」では、類似の事例や奨励制度を用意して職場の快適化をバックアップしています。小さな改善でも、奨励制度が利用できる場合がありますので、まずはお電話を。

職場の改善を思い立ったら
まずはお電話を!

作業環境

不快と感じることがないよう、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。

・空気環境

空気の汚れ、臭気、浮遊粉じん、喫煙

・温熱条件

温度、湿度、感覚温度、冷暖房条件、(外気温との差、仕事にあった温度、室内の温度差、気流の状態)

・視環境

明るさ、採光方法、照明方法、(直接照明、間接照明、全体照明、局所照明)、グレア(まぶしさ)、ちらつき、色彩

・音環境

騒音レベルの高い音、音色の不快な音

・作業空間等

部屋の広さ、動き回る空間(通路等)、レイアウト、整理・整頓



職場快適化改善事例

安全衛生研修会を開催

(社)日立労働基準協会の年間事業計画の一環として、平成十四年度の安全衛生見学研修会を十一月八日に、二十九社三十七名の参加をいただき開催いたしました。

今年度の見学先は、「つくばエクスプレス」常磐新線の守谷建設所工事区間(守谷、伊奈、谷和原)で、日本鉄道建設公団守谷鉄道建設所の石徳博行所長殿のご案内により、建設中の車両基地や小貝川橋りょう及び常磐道下のトンネル工事現場を見学いたしました。最新の技術と新鋭機械を駆使され、



鉄道の低騒音化をはじめ環境にやさしい鉄道づくりが随所に生かされた現場をみることで、たいへん有意義な研修でありました。見学後は柴又帝釈天のお参りと寅さん記念館を見学し、無事終了いたしました。

参加いただきました企業は次の通りです。

参加企業紹介

- (株)丸ト
- (株)ガードケアピース
- (株)秋山工務店
- 日立土木(株)
- 資日立工業所
- 日立設備エンジニアリング(株)
- 北茨城水道事業
- (株)コーヨー
- (株)日立茨城テクニカルサービス
- 佐々木興業(株)
- 日立協和エンジニアリング(株)
- 日立化成工材(株)
- 大建工業(株)高萩工場
- (株)明治商会日立支店
- 日立市指定管工事協同組合
- ユニマテック(株)
- 日木産業(株)
- 磐城金属工業(株)
- (株)武蔵野化学研究所磯原工場
- 日立電鉄(株)
- 鈴縫工業(株)
- 日和産業(株)
- 日立多賀テクノロジ(株)
- (株)岡部工務店
- 日立化成工業(株)山崎事業所
- 日立ホーム&ライフソリューション(株)
- 日立セメント(株)
- 日立電線(株)電線工場
- 日立電線(株)日高工場

おめでとうございます

平成十四年度安全衛生表彰

平成十四年度の安全・労働衛生に係る各種表彰が行なわれ、当協会関係では次の事業場が受賞されましたのでご紹介いたします。

- ・厚生労働大臣表彰
優良賞(安全)
- 日立原町電子工業(株)本社工場
(日立市)

・茨城労働局長賞表彰

進歩賞(安全)

常磐マックス(株)北茨城工場
(北茨城市)

努力賞(労働衛生)

エヌ・オー・ケー・クリューバー(株)
北茨城工場
(北茨城市)

北茨城工場

・社()茨城労働基準協会連合会長表彰
事業場賞(安全衛生)
日立化成工材(株)滑川工場
(日立市)

お知らせ

平成十五年度日立地区安全衛生大会(社)日立労働基準協会の法人化の周年記念について

1. 期日 平成十五年六月六日(金)
2. 時間 午後一時十五分～午後五時
3. 場所 日立シビックセンター
4. 内容

(1) 記念式典
(2) 表彰

- ・功労者表彰
- ・協力団体表彰
- ・安全衛生優良事業場表彰
- (3) 特別講演
「スポーツと健康」

筑波スポーツ科学研究所
副所長 三屋 裕子氏

2月～3月講習会 教育計画

	講習会名	開催日	申込締切日	実技会場
技 能 習	玉掛	2/ 6～ 8	1/22	(株)日立製作所 日立事業所
	ガス溶接	2/14～15	1/30	〃
	有機溶剤作業主任者	2/19～20	2/ 5	
特 別 教 育	研削といし	2/28～3/1	2/14	日立ホーム&ライフソリューション(株)
講 習 会	職長教育	3/ 7～ 8	2/21	

学科の会場は全種目 (社)日立労働基準協会教室 です。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会
運営委員会一同

平成15年度講習会・教育開催計画

	種 別	開 催 日	実 技 会 場
技 能 講 習	玉掛	4/3～5 6/12～14 8/28～30 10/23～25 12/4～6 2/5～7	(株)日立製作所 日立事業所
	特定化学物質等作業主任者	4/23～24 9/8～9 1/14～15	
	有機溶剤作業主任者	4/9～10 7/2～3 11/4～5 2/18～19	
	第2種酸素欠乏作業主任者	6/18～20 10/8～10 12/17～19	(社)日立労働基準協会教室
	ガス溶接	9/26～27 2/13～14	(株)日立製作所 日立事業所
	フォークリフト運転(学科)	4/1 6/3 8/19 10/1 11/10 1/7	(株)日立物流
	乾燥設備作業主任者 プレス作業主任者	5/8～9 7/22～24	
特 別 教 育	アーク溶接	11/14～15	(株)日立製作所 日立事業所
	クレーン運転	4/18～19 11/21～22	(株)日立製作所 電機システム事業部
	研削といし	2/27～28	日立ホーム&ライフソリューション(株)
	プレス・シャー	12/12～13	日立ホーム&ライフソリューション(株)
	電気(低圧)取扱い業務 粉じん作業	9/11～12 8/8	桐木田広場
講 習 会	安全衛生推進者等養成講座	5/29～30	
	職長教育	5/16～17 7/10～11 9/19～20 11/27～28 1/30～31 3/5～6	
	ゼロ災研究会	7/8	

学科の会場は全種目 (社)日立労働基準協会教室です。

労働保険事務組合の紹介

労働保険には、保険加入手続きや労働保険料の申告・納付の事務・その他雇用保険の被保険者に関する手続等各種の事務の処理が大きな負担となっている場合が少なくありません。

そこで、事業主が行うべき労働保険事務を、茨城労働局長から労働保険事務組合として認可をいただいた当協会が、事業主から委託を受けて事務処理を代行するものです。

・委託できる事業主の範囲(原則として会員企業)

・金融・保険・不動産・小売業にあつては労働者数が

常時五十人以下

・御売・サービス業にあつては労働者数が常時百人以下

・前述以外の業種にあつては労働者数が三百人以下の事業主

注)労働者数は事業場単位ではなく企業単位です。

・事務組合における事務の範囲

・保険料の申告・納付に関する事務

・雇用保険の被保険者資格の取得・喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務

・保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務

・労災保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する事務

・労働保険事務処理委託、委託解除に関する事務

・その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出及び報告に関する事務

・事務委託料(千円)年額

・連絡先 (社)日立労働基準協会

事務局長 桜井まで

電話 029412313431

職員 吉澤美智子

事務局長 桜井博

職員 関根麻美

謹賀新年

今年もよろしくお祈りします

職員 関根麻美

事務局長 桜井博

職員 吉澤美智子

職員 関根麻美

職員 関根麻美